

議員提出議案第2号

豊島区学校給食費補助金条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月13日

提出者 豊島区議会議員

森とおる 儀武 さとる

垣内 信行 小林 ひろみ

渡辺 くみ子 清水 みちこ

豊島区議会議長 磯 一 昭 様

豊島区学校給食費補助金条例

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立の小学校、中学校等に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費について補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 豊島区立の小学校、中学校をいう。
- (2) 児童生徒 区立学校又はそれ以外の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒をいう。
- (3) 未就学児 小学校就学の始期に達するまでの子どもをいう。
- (4) 保護者 児童生徒及び未就学児を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (6) 第1子 最年長の児童生徒をいう(当該児童生徒が2人以上ある場合は、いずれか一人の児童生徒とし、それ以外の児童生徒はその次に年長の児童生徒に加える。第7号について同じ。)
- (7) 第2子 第1子の次に年長の児童生徒又は未就学児をいう。
- (8) 第3子以降 第1子及び第2子以外の児童生徒又は未就学児をいう。

(対象者)

第3条 この条例による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。ただし、豊島区長(以下「区長」という。)が対象者として適当でないとき、この限りでない。

- (1) 生計を一にする児童生徒又は未就学児が3人以上ある保護者であること。
- (2) 保護者、児童生徒及び未就学児が豊島区内に住所を有すること。
- (3) 学校給食費を滞納していない保護者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒及び未就学児のうち、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費とする。ただし、第3子以降の児童生徒に区立学校以外の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒がいるとき、又は第3子以降が未就学児の場合は、第2子の児童生徒に係る学校給食費とする。

2 前項ただし書の場合において、第2子の児童生徒が区立学校以外の小学校又は中学校に在籍するとき、又は第2子が未就学児の場合は、第1子の児童生徒に係る学校給食費を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に係る額とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

4 対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付金額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、年度毎に、豊島区学校給食費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）（以下「申請書」という。）により区長に申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、申請書により補助金の申請の権限を豊島区教育委員会教育部長に委任し、学校給食費の実績額及び納付状況の区長への報告の権限を区立学校の学校長に委任するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を受けることが適当と認められるときは豊島区学校給食費補助金交付決定通知書により、不適当と認められるときは豊島区学校給食費補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(補助金交付)

第7条 区長は、各学期終了時に、第5条第2項の規定により委任を受けた学校長からの、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る学校給食費の実績額及び納付状況の報告の内容を審査し、各学期分の補助金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、豊島区学校給食費補助金交付額確定通知書により当該交付決定者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 第4条第4項に定める国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又

は一部の給付を受けたとき。

(3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、豊島区学校給食費補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成32年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象	月 額	年 額
小学校 1・2年生	4,300円	47,300円
3・4年生	4,600円	50,600円
5・6年生	5,000円	55,000円
中学校 全学年	5,400円	59,400円

(説 明)

第3子以降の子に係る給食費を補助し、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援に資するため、提案します。